

## 消費者ノート

### 悪質なら救済最長20年も

家を新築したけれど、とのが使われていました。とにかく寒い。床下から冷気が上がってくるような気がする。業者とかけ合つだけれど、気のせいだと一言ですまされてしまったところが、な懶みを持つている人が、調査してみると、断熱材

ぼかにも、床下のすき間が断熱材でふさがれていな、外壁内の断熱材が土台の上に達していない、床下の断熱材が固定されず、下に垂れ下がっているなど、ずさんな施工が明らかになりました。

（住宅断熱工事のミス）  
最高裁判所は2007年7月、「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者の生命、身體または財産が侵害された場合には、設計、施工者は、不法行為による損害賠償責任を負う」との見解を明らかにしました。不法行為だとすると、引き渡しから最長20年間、救済される可能性があります。

建物の断熱は、建物の基本的な安全性にかかわるも

ので、悪質ともいえる手抜き工事の場合には、不法行

為責任を肯定し、消費者を救済できるようになべきだ

いと思います。（誠吉裕滋・弁護士＝札幌）